

各務原市観光協会運営事業補助金交付要綱

(平成18年9月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の観光の振興を図り地域経済の発展に寄与するため、各務原市観光協会（以下「協会」という。）の事業に補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が各務原市の観光事業の振興を図るために実施する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するのに要する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の経理等)

第5条 協会は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月27日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。